

令和3年箕輪町告示第173号

箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年11月1日

箕輪町長

白鳥政徳

令和3年箕輪町規則第27号

箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

箕輪町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年箕輪町規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2 介護予防・生活支援サービス事業の項を次のように改める。

介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービスB	30分以上 100円以内 30分未満 50円以内	
	訪問型サービスC	1回あたり 615円	
	通所型サービスA2	2時間コース	400円
		3時間コース（送迎あり）	600円
		3時間コース（送迎なし）	400円
	4・6時間コース	900円 （うち500円は昼食代実費）	
	通所型サービスB	町長が別に定める額	

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。